第四章 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備

第一節

経営基盤強化の支援

(経営基盤強化計画の承認)

第十六条 当である旨の承認を受けることができる。 日から起算して政令で定める期間を経過する日までにこれを主務大臣に提出して、 役務又は新技術の開発、 貿易構造、 う中小企業者の将来の経営革新に寄与するための経営基盤の強化に関するもの (以下「経営基盤強化事業 」 いて「特定組合等」という。)は、その構成員たる中小企業者が行う特定業種に属する事業に係る新商品、 るもの (以下「特定業種」という。) に属する事業を行う中小企業者を構成員とする組合等 (以下この節に 属する事業に係る生産額又は取引額が相当程度減少し、 についての計画 (以下「経営基盤強化計画」という。)を作成し、 その業種における事業活動の相当部分が中小企業者によって行われており、その業種に係る競争条件、 原材料の供給事情その他のその業種に係る経済的環境の著しい変化による影響を受け、 企業化、需要の開拓その他の事業であってその構成員たる特定業種に属する事業を行 又は減少する見通しがある業種であって政令で指定す 特定業種を指定する政令の施行 その経営基盤強化計画が適 その業種に

- 2 経営基盤強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない
- 経営基盤強化事業の目標
- | 経営基盤強化事業の内容及び実施時期
- Ξ 経営基盤強化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- をしようとする場合にあっては、その賦課の基準 特定組合等が経営基盤強化事業に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課
- ずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする 主務大臣は、 第一項の承認の申請があった場合において、 当該申請に係る経営基盤強化計画が次の各号の

3

- に係る経済的環境の著しい変化に対処する上で有効かつ適切なものであること。 その経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業が当該特定組合等の構成員たる中小企業者が当該特定業種
- 発展を阻害するものでないこと。 つ適切に発揮させるとともに、その経営革新に向けた努力を助長するものであり、 その経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業が当該特定組合等の構成員たる中小企業者の能力を有効 かつ、 国民経済の健全な か
- Ξ その経営基盤強化計画が当該経営基盤強化事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。
- 前項第四号に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあっては、 その賦課の基準が適切なものである
- 五 うものの相当部分が当該経営基盤強化計画に従って経営基盤強化事業を行うものであること。 当該特定組合等の構成員たる中小企業者であって当該経営基盤強化事業に係る特定業種に属する事業を行
- 4 審議会の意見を聴かなければならない 主務大臣は、 第一項の特定業種を指定する政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、 中小企業政策

(趣旨) 行う経営基盤の強化に関する計画について、 めたものである 本条は、 特定業種に属する事業を行う中小企業者を構成員とする組合等が、 主務大臣の承認を受けうることとし、 その承認の手続き、 その構成員たる中小企業者が 要件等を定

一 特定業種

を指定する政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、 「特定業種」 (第四項) は以下の要件を満たす業種であって政令で指定されたものである。 中小企業政策審議会の意見を聴かなければならな なお、主務大臣が、 特定業種

- 当該業種における事業活動の相当部分が中小企業者によって行われていること
- られているか否かという基準で判定される。 されているところであるが、これは当該業種における生産額または取引額の過半が中小企業者によっ 第十六条第一項においては「その業種における事業活動の相当部分が中小企業者によって行われ 弾力的に運用することとなる ただし、 業種の実態によっては、 企業数、 従業員数などをも勘 てお て占め ij ع

中小新促法 逐条解説 第四章 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備

- 競争条件、 ていること。 貿易構造、 原材料の供給事情その他のその業種に係る経済的環境の著しい変化による影響を受け
- 第十六条第一項における「経済的環境の著しい変化」 料の供給面での物理的経済的なボトルネック、 巻く経済的環境の構造的かつ急速な変化を意味し、 具体的には、 あげられる。 消費者の生活様式の変化や代替品の開発による需要の急速で趨勢的、 発展途上国産品の進出による内外市場での競争力の急速な低 一時的な景況の悪化等の短期的局地的な変化は含まれな とは、 貿易構造、原材料の供給事情等当該業種を取 構造的な減少、 原材
- 当該業種に属する事業に係る生産額又は取引額が相当程度減少し、 又は減少する見通しがある業種であるこ

こととして判定される。 又は取引額が過去三年間のいずれかの年と比較して十%以上減少していること、 第十六条第一項における「生産額又は取引額が相当程度減少し、 又は減少する見通しがある」とは、 又は減少する見通しがある 生産額

一 経営基盤強化事業の内容

る事業である 経営基盤強化事業とは、当該業種に係る経済的環境の著しい変化に対処するために行う新商品、 需要の開拓その他の事業であって、 中小企業の将来の経営革新に寄与するための経営基盤の強化に関す 新役務の開発、

現のための設備導入、 例えば、 環境規制の強化に対応した代替原材料、 共同利用等が考えられる。 省エネ・環境規制対応型設備の開発等や、 当該開発計画の実

三 計画の提出期限

一回の業種指定については、 とから、特定業種が指定されて一年以内 (期間については政令により指定) に計画を提出する必要がある。 「経営基盤強化計画」 Ιţ 経営基盤強化計画の策定も一回限りとなる。 経済的環境の著しい変化に対して、 速やかに対処することを助長するものであるこ また、

四 全体計画と年度別計画

められる。 経営基盤強化計画を申請する際には、 全体計画とあわせて、 全年度の年度別計画を同時に提出することが求

(第2項)

なっている。 経営基盤強化計画の記載事項を示したもので、 その内容については、 これまでの中小企業関連法と同等のものと

(第3項)

- 経営基盤強化事業の内容が、 (第一号) その業種における経済的環境の著しい変化に対応する上で有効かつ適切なもので
- ることから、 お、経営革新に向けた努力を助長するものとは、経営革新は個々の中小企業者の創意工夫を基本とするものであ れや関連法令違反又はこれに準ずることにならないなど国民経済の健全な発展を阻害するものではないこと。 経営基盤強化事業の内容が、 カルテル的な行為等将来的に個々の努力を阻害するような内容ではないことを示す。(第二号) 中小企業の経営革新に向けた努力を助長するもので、 かつ公序良俗に反するおそ
- 賦課する場合においてはその賦課基準が適切であること。(第三号~第四号) 経営基盤強化計画の目標や内容等が適切なものであり、 かつその資金調達方法、 組合が試験研究費を組合員に
- 業を行うものであることが必要であり、ここでいう「相当部分」とは、具体的に半数以上を意味する。 化事業に係る特定業種に属する事業をおこなうものの相当部分が当該経営基盤強化計画に従って経営基盤強化事 経営基盤強化計画の実効性を確保する観点から、 特定組合等の構成員たる中小企業者であって当該経営基盤強 (第五号)

(経営基盤強化計画の変更等)

第十七条 は、主務大臣の承認を受けなければならない。 前条第一項の承認を受けた特定組合等は、 当該承認に係る経営基盤強化計画を変更しようとするとき

- 2 前条第一項の承認を受けた特定組合等又はその構成員が当該承認に係る経営基盤強化計画
- 従って経営基盤強化事業を行っていないと認めるときは、 項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。 その承認を取り消すことができる。 以下「承認経営基盤強化計画」 という。 に
- 3 前条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

【趣旨】 ならない旨及びその際の承認基準並びにその承認を受けた経営基盤強化計画に従った経営基盤強化のための事業が 行われていない場合等に主務大臣が承認を取り消しうる旨を定めたものである。 本条は、 経営基盤強化計画の変更をする特定組合等はその計画を承認した主務大臣の承認を受けなけ れば

(解説)

(第1項、第3項)

項の承認を行った主務大臣の承認を受けなければならない。 第十六条第一項の承認を受けた特定組合等が当該承認に係る経営基盤強化計画を変更しようとするときは、 同

の場合の手続きを特に法律において明記する必要があると考え、 変動等により、 承認された経営基盤強化計画の実施については、 その計画の実施方法、資金計画等を変更しなければならないケースも想定される。 計画が円滑に行われるよう努めるものとするが、 本規定を設けることとしたものである。 そのため、 経済事情の ت

うな軽微な修正は、 導入機種又は台数の変更、 経営基盤強化計画の承認基準(第十六条第三項)に照らし、 変更とはみなさないものとしている。 単価の増減等による資金総額の若干の変更等の承認経営革新計画の趣旨を変えないよ 設備全体の能力に影響を及ぼさない ような

基準と同様である また、 経営基盤強化計画の変更の際の承認基準は、 本条第三項の準用規定により第十六条第三項に定められた

を当該承認経営基盤強化計画の承認を行った主務大臣に提出することにより行う。 経営基盤強化計画の変更の申請は、 平成十七年経済産業省告示第百十四号による申請書一通及びその写し この場合、 経営基盤強化計画

の変更内容について、変更前と変更後を対比して記載する。

(第2項)

は、その変更後の計画) とができることを定めたものである 本項は、 主務大臣は、 に従って経営基盤強化計画を行っていないと認められるときには、 承認を受けた経営基盤強化計画 (第十七条第一項の規定による変更の承認があったときに その承認を取り消すこ

認基準に該当しなくなると認められる場合には、 めたものである の円滑な遂行に著しい支障が生じており、 助言するほか必要に応じ承認計画の変更を指導する必要がある (第三十四条第四項)。 主務大臣は経営基盤強化計画の実施に遅滞があると認められる場合には、 当該経営基盤強化計画を実施する見込みがなく、 当該経営委基盤強化計画の承認を取り消すことが出来ることを定 計画に沿っ しかし、 て事業を行えるよう指導 その結果、 経営基盤強化計画 法令及び承

(中小企業信用保険法の特例の規定の準用)

第十八条 うち、 って、 ついて準用する。 承認経営基盤強化計画に従って行われる経営基盤強化事業に係るものを受けた中小企業者に係るもの 中小企業信用保険法第三条第一項、 第十三条第一項、 第五項及び第六項の規定 第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であ ţ 普通保 険 無担保保険又は特別小口保険の保険関 ത

【趣旨】 用保険法の特例を規定したものである。 について、 本条は、 普通保険、 特定組合等の構成員が承認経営基盤強化計画に従っ 無担保保険、 特別小口保険に係る保険限度額の別枠追加、 て経営基盤強化事業を行うために 保険料率の引き下げ等中小企業信 必要な資金

る需要は一層大きいことが考えられる。 保力・信用力が欠けていると考えられるため、 属する多くの中小企業者において経営環境が大幅に悪化していると考えられるが、 本法による特定業種に指定された業種は、 経営基盤を強化するために信用保険制度を活用した民間資金に対す 競争条件の激変等の経済的事情の著しい変化により該当業種に これらの者については、 特に担

保険等について、 ζ 経営基盤強化計画の承認を受けた特定組合等及びその構成員に対し、 保険限度額に別枠を設ける等の特例を第十三条の準用により規定してい 中小企業信用保険法に基づく普通

措置の内容については、第十三条の解説参照

受ける必要がある による事業所税の非課税措置がある。 置として、 特定業種に属し、 本条による中 特定組合等より、 小企業信用保険法の特例による措置の他に、 承認を受けた経営基盤強化計画に従って事業を実施する中小企業者に対する法的支援措 経営基盤強化事業を実施している旨の証明書及び非課税対象施設等証明書の交付を 対象となる事業所は、 経営基盤強化事業の用に供する施設であり、 地方税法第七百一条の三十四第三項第十八号 適用を受